



## 【消費者へのアドバイス】

※出典：独立行政法人国民生活センター「海産物の購入を強引に勧める電話に注意！一断しているにもかかわらず商品を送り付けられてきたという事例もー」

### ◆不要である場合には、きっぱりと断りましょう

断ったにもかかわらず、一方的に代引配達で商品が届いたら受け取りを拒否しましょう。

実際に「以前購入してもらったことがある」などと言ってすぐに断れない状況にして勧誘するケースが見られるほか、「格安にするから」「売れないと倒産する」などと言って、強引に購入させる勧誘が目立ちます。不要である場合には、きっぱりと断りましょう。また、電話で断ったにもかかわらず、一方的に代引配達で商品が届いた場合は、宅配業者に事情を説明し、送り主の名称や所在地を写真に撮ったり、メモを取るなどして事業者の情報を控えておきましょう。その上で受け取りを拒否して、代金を支払わないようにしましょう。

### ◆事業者からの電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます

事業者からの電話勧誘を受けて契約をした場合は、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当します。もし、電話で海産物の購入を承諾してしまっても、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメール等によりクーリング・オフすることができます。

### ◆代金を支払い商品を受け取った場合でも、事業者に対し返金を求めることができます

代引配達で代金を支払い商品を受け取ってしまった場合でも、一方的に送り付けられた商品については代金を支払う必要はありません。事業者に対し返金を求めることができます。

### ◆家族や周りの人に電話で勧誘があったことを伝えておきましょう

海産物の購入を強引に勧めるトラブルの多くは、電話がきっかけとなっています。代金を支払ってしまった場合でも返金を求めることができますが、事業者と連絡が取れず、被害回復が難しいケースもあります。そのため、家族や周りの人に電話があったことを伝えておき、誤って代引配達で商品を受け取ってしまうことがないように情報を共有しておきましょう。

### ◆不安なとき、トラブルになったとき、最寄りの消費生活センターや警察に相談しましょう

\*消費者ホットライン：「188 (いやや!)」番

消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

\*警察相談専用電話：「#9110」番

発信地を管轄する警察本部の総合窓口につながる全国共通の電話番号です。

## <身近な高齢者を守るために>

国民生活センター及び県消費生活センターに寄せられる相談で海産物に関するトラブルの契約当事者は高齢者が多い傾向にあります。

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、身近にいる周りの方が日頃から高齢者の生活や言動、態度などを見守り、変化にいち早く気づくことがとても重要です。消費生活センター等への相談は、家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも可能です。身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く相談してください。

## <参考資料>

○2024年11月8日：国民生活センター 報道発表情報

「海産物の購入を強引に勧める電話に注意！一断しているにもかかわらず商品を送り付けられてきたという事例もー」

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20241108\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20241108_1.html)

○2023年11月8日：国民生活センター 発表情報

「海産物の電話勧誘トラブル 年末にかけて特に注意してください！」

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20231108\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20231108_1.html)

○消費者庁

「身に覚えのない自分宛ての商品が届いたあなた その商品、直ちに処分できます！支払も不要です！」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/amendment/2021/notice/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/notice/index.html)

○2022年6月1日更新：国民生活センター

「クーリング・オフ」

[https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/coolingoff.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html)

.....

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け）、情報提供などを行います。

◇ご相談は「消費者ホットライン」をご利用ください。

全国共通・局番なし3桁「消費者ホットライン：188（いやや）」

最寄りの消費生活相談窓口、又は国民生活センターをご案内します。

※相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口によって異なります。

※相談は無料ですが、通話料金をご負担ください。

.....

## 2. 【締め切り迫る】クイズで「エシカル度チェック」キャンペーン実施中！

茨城県の特設サイト「エシカルいばらき」では、エシカル関連賞品が当たるエシカル度チェックキャンペーンを実施中です！

キャンペーン第2弾（10/1～11/30）では、「笠間栗彩コースター」が10名様、「ほしいもグラッセ」や「co-op ノードル（RSP0 認証取得）」が各20名様に当たります！

是非、下記リンクより、キャンペーンへご参加ください！

URL：<https://ethical-ibaraki.pref.ibaraki.jp>

※応募は茨城県内在住の方に限ります。

～「エシカル消費」とは～

エシカル消費とは、「人・社会・地域・環境」に配慮して、商品やサービスを選択する消費行動のこと。

～公式 X (旧 Twitter) 「いばらき消費生活なび」 随時投稿中!!～

クイズキャンペーンは X アカウントからも参加できます！ (下記のアカウントをフォローし、クイズの解答結果を投稿することでご応募いただけます。)

アカウント：@Ibaraki\_CAN ([https://x.com/Ibaraki\\_CAN](https://x.com/Ibaraki_CAN))

お問い合わせ先：茨城県生活文化課 (029-301-2829)

.....  
※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが

[mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:syose@pref.ibaraki.lg.jp) までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL：029-224-4722

FAX：029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■